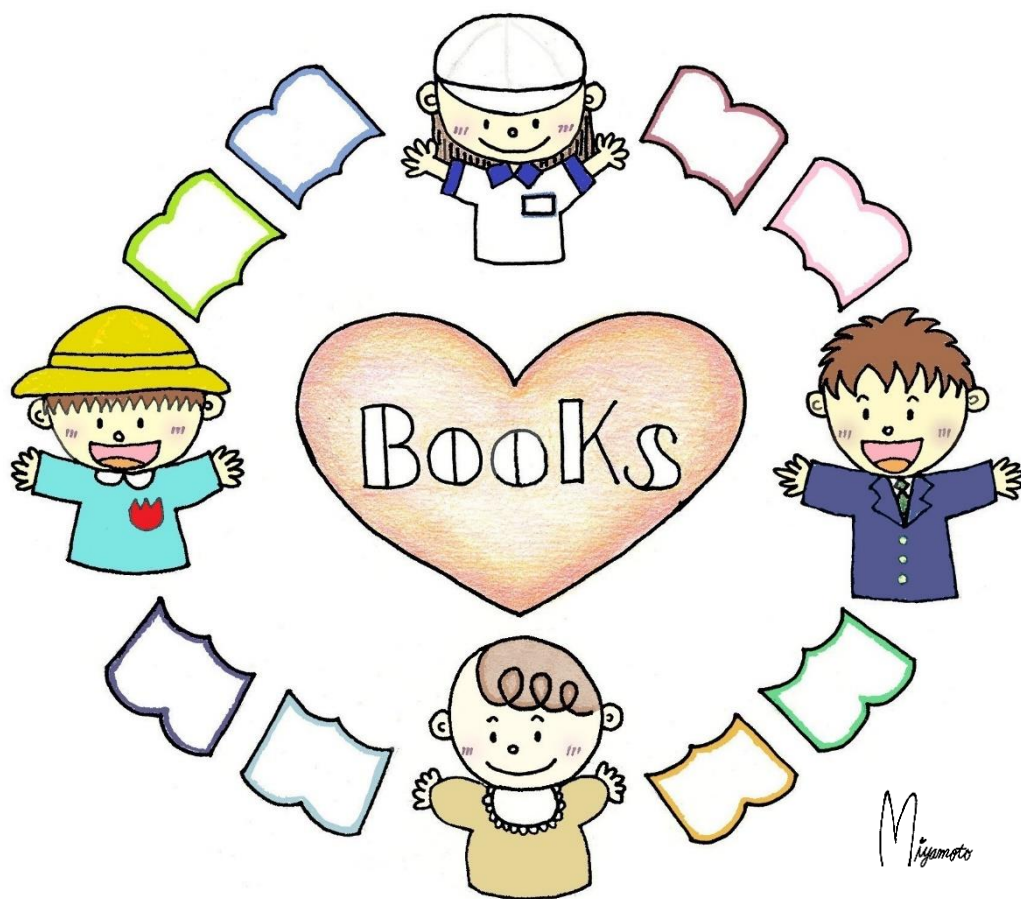


第3次

宍粟市子ども読書活動推進計画

～未来へつながる 本との出会い 読書で育む 豊かな心～



Miyamoto

令和7年3月
宍粟市教育委員会

目 次

第 1 章 計画策定の背景	1 ページ
1 読書活動の意義	
2 読書活動の現状	
3 国及び兵庫県の動向と宍粟市の取組	
4 子どもの読書環境を取り巻く情勢等の変化	
5 第 2 次宍粟市読書活動推進計画の取組状況と課題	
第 2 章 基本方針	10 ページ
1 宍粟市がめざす子どもの読書活動の姿	
2 計画の対象	
3 計画の期間	
4 施策の体系図	
第 3 章 発達段階に応じた読書活動の推進	13 ページ
1 就学前の時期における読書の特徴	
2 小学生の時期における読書の特徴	
3 中学生の時期における読書の特徴	
4 高校生の時期における読書の特徴	
第 4 章 家庭・地域・学校等における読書活動の推進	15 ページ
1 家庭における読書活動の推進	
（1）家庭の読書活動と保護者との連携	
（2）福祉事業（母子保健事業等）との連携	
2 地域における読書活動の推進	
（1）公立図書館等の環境整備	
（2）郷土資料等の収集・保存	
（3）読書広報活動の充実と啓発事業の推進	
（4）公立図書館等の事業の充実	
（5）学校等との連携・協力	
（6）読書ボランティア育成・連携	

- 3 学校等における読書活動の推進
 - (1) 幼稚園等における読書活動の推進
 - (2) 学校図書館の環境整備・利活用
 - (3) 読書の広報活動の充実
 - (4) 児童生徒の読書活動の推進
 - (5) P T Aとの連携
 - (6) 図書館教育研究部会の読書活動の推進
 - (7) 読書ボランティアとの連携

第5章 取組の指標と検証・評価

21 ページ

- 1 指標の設定
- 2 個々の取組の評価

参 考

24 ページ

用語説明

子どもの読書活動の推進に関する法律

宍粟市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱

宍粟市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

令和6年度宍粟市子ども読書活動推進計画策定委員会の経過

第1章 計画策定の背景

1 読書活動の意義

幼い頃に、保護者や先生などに絵本の読み聞かせをしてもらえることはとても幸せなことです。その時間を積み重ねることで、子どもは絵本の楽しさを味わうだけでなく、「自分は大切にされている」と実感して確かな自己肯定感を持つことができ、これが生きる力の基礎となります。本を読み聞かせてもらい、感動する本に出会い、自分で読む喜びを知り、そして探究心のおもむくままに、さまざまなジャンルへと読書の幅を広げていくということは、自立への歩みにもつながっていきます。

学齢期・思春期には、物語の世界を通じて、登場人物と共感しながら、喜びや希望などとともに、悲しみや怒り、理不尽さ、絶望等の負の感情なども疑似体験することにより、心を豊かに育むことができます。また、読書は知ることや学ぶことができるだけでなく、趣味や娯楽として生活をより豊かにすることができます。一人ひとりの生涯に良い影響を与える本との出会いは人生の道を照らし、何にも代えがたい喜びを与えてくれるでしょう。

ただ、読書力やその習慣は多くの場合、自然に身につくものではなく、置かれた環境が影響すると言われています。『生活の中に、いつも“本”がある環境づくり』には、家庭や地域、学校、図書館などの環境やそれを取り巻く“人”が大変重要な役割を担っています。これらの環境のすべてがうまく調和しながら人づくりにつながる読書活動が進められるよう、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて、「第3次宍粟市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

2 読書活動の現状

インターネットやスマートフォンなど高度な情報メディアや機器等が生活に浸透している今日、私たちの生活や余暇の過ごし方は日々変化しています。その中で読書のあり方も従来と大きく様変わりし、電子書籍にふれる機会も増えてきた一方で、紙の本にふれる機会は減ってきています。令和6年に経済産業省によって「文化創造基盤としての書店の振興プロジェクトチーム」が設置されましたが、全国的に書店の減少が深刻になっており、ここ10年で4,000店以上減っている中、子どもたちが気軽に紙の本を手にとることができる環境として、学校園所、公立図書館等がますます大きな役割を担っていくことになります。

令和元年6月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行されました。障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが読書を楽しむことができる社会をめざすために、読書環境への配慮が求められています。

宍粟市においては、公立図書館等を中心としたブックスタート事業や読み聞かせ会、絵本講座、読書講演会等を実施しています。また、小中学校での読書タイム、図書委員会活

動、読書ボランティアによる読み聞かせの実施、幼稚園・保育園所・こども園での読み聞かせや絵本の貸出等の実施により、子どもの読書活動を推進しています。あわせて、公共図書館等では、LLブックや日本語以外で書かれた絵本、物語等多様なニーズに応えるための資料の収集にも努めています。一方では、新型コロナウイルス感染症の流行時に中止した事業が徐々に再開されてはいますが、読書ボランティアの人数の減少、移動図書館車の小学校への訪問件数の減少等の影響が残っています。

令和6年6月に市内の全小中学生を対象に実施したアンケートでは、「読書が好き」と答えた小学生の割合は75.8%、中学生は64.4%でした。一方で、学校の授業以外に平日（月曜日から金曜日）に全く読書をしない小学生の割合は18.6%、中学生は33.5%でした。これらの割合の増減傾向はアンケート調査の実施が今回初めてであるため経年比較はできませんが、いずれにしても不読率の改善を図る取組が必要となります。

3 国及び兵庫県の動向と宍粟市の取組

（１）国の動向

平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行
平成14年 8 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定 ※現計画は第5次、令和5年3月策定
平成17年 7 月	「文字・活字文化振興法」施行
令和元年 6 月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」施行

（２）県の動向

平成16年 3 月	「ひょうご子どもの読書活動推進計画」策定 ※現計画は第5次、令和6年3月策定
-----------	---

（３）市の取組

宍粟市では市立図書館だけでなく、各生涯学習事務所図書室へ図書館司書を配置して、図書室のレファレンスの充実を図っています。平成27年にちくさ図書館を新築し、令和2年には一宮、令和6年には波賀の図書室を市民局と一体的に整備して、市民の読書環境の向上を進めています。

教育委員会には、読書活動推進コーディネーターと学校図書館司書を配置し、学校図書館等との連携を強化しています。これによって小中学校では学校図書館の図書の整理が進み、利便性が増し、幼稚園、保育園所、こども園、小学校での読書ボランティアによる読み聞かせ活動が活発になるなど、子どもたちの読書への関心を高める取組が進んできました。

また、宍粟市社会教育振興計画では、基本目標のひとつに「私たちは読むこと知ることの喜びを見つけていきます」と掲げ、読書に関する環境整備と読書活動の取組を推進

していくこととしています。

市内の公立図書館等のインターネットでの蔵書検索に加え、平成 29 年からは図書のインターネット予約もできるようになり、さらに、蔵書にない図書は他市町の公立図書館との連携による相互貸借で取り寄せて、貸出ができるようになっています。

また、公立図書館等から遠方の地域や学校園所、高齢者施設等へ移動図書館車を運行することで図書にふれる環境づくりに努める一方、「としょかんだより」「広報しそう」やホームページによる情報発信、図書に関する講演会や研修会を開催しています。さらに、デイジー図書等の音声図書や電子図書館事業をととして読書環境の充実に努めています。

なお、平成 26 年に策定した宍粟市読書活動推進計画では、対象を「乳幼児から高齢者まですべての市民」として、具体的な取組や指標を掲げ、市民の読書活動の推進に取り組んできました。今回、本計画では、法令や国・県の計画にあわせて、対象を本来の「子ども」とし、子どもの読書活動を主軸とした内容とします。これまで対象としていた「すべての市民」の読書活動の取組については、市の総合計画や社会教育振興計画により推進していきます。

平成 26 年 3 月 「宍粟市読書活動推進計画」策定 ※第 1 次計画

令和 2 年 3 月 「宍粟市読書活動推進計画（改訂版）」策定 ※第 2 次計画

4 子どもの読書環境を取り巻く情勢等の変化

（1）教育におけるデジタル化の進展

高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用が進められ、学校教育の一層の充実を図るため、令和元年 6 月に、「学校教育の情報化の推進に関する法律」が制定されました。

これを踏まえ、国の令和元年度補正予算に、「G I G A スクール構想」に必要な経費が計上され、宍粟市においても、児童生徒向けの 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークが一体的に整備され、令和 3 年 4 月から利用が始まりました。これにより、小中学校では、学校内外のさまざまな情報源にアクセスできる環境が実現し、児童生徒の電子書籍の利用による読書機会の増加や調べ学習等がより効率的に行われることが期待されています。

また、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）により、社会教育施設において、地域の教育力向上に向けた、I C T 等の新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携・協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり・地域づくりを行う取組を促進すること等が示されました。

（2）第 4 期「教育振興基本計画」の策定

令和 5 年 6 月に、国の第 4 期教育振興基本計画が策定され、その中で「持続可能な社

会の創り手の育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」の2つのコンセプトが掲げられています。その中にある16の目標のひとつ「豊かな心の育成」では、「子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子どもの最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育む。」とされ、そのための基本施策として、読書活動の充実が位置づけられています。

（３）第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」の策定

令和４年１月に、国は、令和４年度から令和８年度を対象期間とする第６次学校図書館計画を策定しました。この計画では、すべての公立小中学校において「学校図書館図書標準」の達成をめざすこと、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ること、などとされています。

（４）視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

令和元年６月に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が公布・施行されました。さまざまな障がいにより、書籍について視覚による表現の認識をすることが困難な人の読書環境の整備を、総合的かつ計画的に推進するものです。障がいの有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

（５）第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする国の基本計画です。地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定及び改定する際に基本となるもので、令和５年３月に策定された第五次計画では、計画期間を令和５年度から令和９年度として、子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的な推進方策を示しています。

（６）「ひょうご子どもの読書活動推進計画（第５次）」の策定

「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づく、兵庫県の子どもの読書活動の推進に関する計画です。県内の市町が「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定及び改定する際に基本となるもので、令和６年３月に策定された第５次計画では、計画期間を令和６年度から令和10年度として、兵庫県の子どもの読書活動の推進に取り組むための施策の具体的な方向性を示しています。

5 第2次宍粟市読書活動推進計画の取組状況と課題

(1) 生涯学習に応じた読書活動の充実

令和6年6月に宍粟市教育委員会は、市内の幼稚園、保育園所、こども園、小学校、中学校の保護者及び児童生徒にアンケートを実施しました。その中で、未就学児の保護者は、子どもの読解力、想像力、表現力を育て、感性を磨くうえで読書は重要だと考える人が100%で、子どもに読み聞かせを「よくする」「時々する」と回答した人は88.3%ありました。また、子どもの読書活動の推進を図るうえで最も重要なのは家庭での読書習慣の定着と回答した人が70.1%ありました。

小学生、中学生は、「読書が好き」と答えた割合は、小学校3・4年生の84.2%をピークに、中学生では64.4%まで減少しています。読書量と読書時間についても同様の傾向にあります。本を読む理由は、小学校1～4年生では、読書の楽しさや知識の習得が上位を占め、5・6年生や中学生では、読書による想像することの楽しさや知識の習得が上位を占めています。

学校での読書タイム以外でまったく読書をしない割合は、小学校1・2年生19.1%、3・4年生18.7%、5・6年生18.4%、中学生33.5%となっており、その理由としては、テレビやゲーム、スポーツをするほうが楽しいという回答が上位にあります。また、「何を読んでいいかわからない」や「読みたいと思う本がない」という回答も一定数あります。「学校図書館、公立図書館に期待すること」は、小学校、中学校とも「もっといろいろな本をそろえる」という回答が最も多く、学年が上がるにつれてその割合は増加しています。

学校図書館、公立図書館等は、発達段階に応じた読書活動ができるよう蔵書を充実させるとともに、おすすめ本の紹介、読み聞かせやストーリーテリング、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、図書委員会等の活動など、読書に興味を持ち習慣づける取組が求められます。

成人における読書活動の推進では、図書館の蔵書について、市民の要求や社会的動向などが十分反映されるよう配慮し、市民の学習、文化、教養、調査研究、実用、レクリエーション等に資する資料を計画的に幅広く収集することとしています。また、専門性の著しく高い資料や高額な資料については、県立図書館等の相互貸借を有効に活用しています。

魅力ある図書館を作るためには、新刊本を受入し情報が古くなった本や汚損本を除籍して蔵書構成を整える必要があります。

公立図書館等の蔵書数	H30 実績値	R4 中間目標	R5 実績値	R6 最終目標
	157,606 冊	168,800 冊	176,282 冊	174,400 冊

公立図書館等のレファレンス件数	H30 実績値	R4 中間目標	R5 実績値	R6 最終目標
	3,696 件	4,000 件	4,378 件	4,000 件

読書バリアフリーの関係では、視覚に障がいのある人のために開発されたデージー図書や、やさしく読みやすいLLブック等の充実を図っています。施設面では、バリアフリーではあるものの、書架の高さや通路の狭さなど改善されるべき点があります。

今後は、ニーズに応じて点字資料や外国につながる子ども等の日本語習得のための資料等の収集や、障がいのある人でも使いやすい施設にするための整備をしていく必要があります。

(2) 読書環境の整備・充実

図書館環境については、利用しやすいよう蔵書の管理と更新を図り、利用者と利用冊数の増加に努めています。

建物の老朽化や図書の開架場所の不足等多くの改善されるべき課題があり、施設整備計画を策定し整備していく必要があります。また、中学生・高校生向けの図書コーナーの設置も求められます。

公立図書館等における図書貸出冊数	H30 実績値	R4 中間目標	R5 実績値	R6 最終目標
	131,439 冊	134,000 冊	115,119 冊	135,000 冊

公立図書館等の司書人数	H30 実績値	R4 中間目標	R5 実績値	R6 最終目標
	8 人	9 人	7 人	9 人

読書ボランティアの育成については、学校図書館司書が中心となり研修会や連絡会を開催し、育成や活動の支援に取り組んでいます。しかし、ボランティアの人数については、コロナ禍の影響や小学校規模適正化の関係もあり減少しています。

今後は、ボランティア人材を発掘し、人数を確保したうえで、読み聞かせだけではなくおすすめ本の紹介や蔵書整理など、地域人材を活用した運営支援により学校園所図書館等の環境づくりを推進していく必要があります。

ボランティア 人数、研修会 実施回数、参 加者数		H30 実績値	R4 中間目標	R5 実績値	R6 最終目標
	ボランティア数	203 人	207 人	155 人	210 人
	研修会回数	8 回	9 回	6 回	10 回
	参加者数	62 人	80 人	54 人	100 人

図書館では、利用者の利便性向上のため、市の刊行物や郷土資料を積極的に収集しています。

本市の特徴である森林環境や発酵文化についての資料も積極的に収集していく必要があります。

(3) 読書啓発活動の推進

令和5年度に図書館のホームページをスマートフォンからも利用しやすいよう全面リニューアルしました。「としょかんだより」は、毎月各図書館・図書室にて発行し広報活動に努めています。また、「広報しそう」最終ページには毎号図書館行事や本の紹介を掲載し読書の啓発をしています。

今後も、読書機会増加のため継続して広報活動を行う必要があります。

公立図書館等の利用登録者数	H30 実績値	R4 中間目標	R5 実績値	R6 最終目標
	6,278 人	6,700 人	9,705 人	7,000 人

移動図書館については、毎月地域巡回と学校園所や福祉施設等に運行していますが、コロナ禍で運行が一時中止となりそれ以降巡回を見合わせている施設等があります。

今後は、ニーズを把握しながら巡回していない施設・地域等へのアプローチをしていく必要があります。

ささゆり号運行件数 (地域、学校、施設等)	H30 実績値	R4 中間目標	R5 実績値	R6 最終目標
	110 件	120 件	83 件	130 件

図書館等では、読書講演会や子どもの工作教室の実施、学校園所からの訪問受け入れ、司書が学校園所を訪問し読み聞かせやブックトークを行うなど読書を啓発する事業などを実施しています。毎週土曜日には4歳以上の子どもを対象とした読み聞かせ会を開催していますが、5歳児の保護者に対するアンケート結果では、「知らない」、「聞いたことがあるが詳しくは知らない」と回答した人が45.5%ありました。

各事業の広報のあり方も検討していく必要があります。

学校園所の公立図書館・図書室への来館や学校園所への司書の訪問事業件数	H30 実績値	R4 中間目標	R5 実績値	R6 最終目標
	33 件	45 件	74 件	50 件

また、播磨科学公園都市圏域の2市2町で構成する電子図書館についても積極的に広報し利用促進を図っています。

今後も、登録人数、利用件数を増やすため、積極的な広報をしていく必要があります。

(4) 家庭や地域、関係機関連携による読書活動の推進

幼稚園、保育園所、こども園において、すべての園所で子どもが本に親しむきっかけとなる絵本の読み聞かせを行っています。絵本の貸出は86%の園所が実施しており、保護者やボランティアによる読み聞かせは57%の実施となっています。ほとんどの園所では中心となる絵本がそろっているように蔵書の充実を図っており、破損した図書

の補修等も実施しています。また、親子で参加する読書をテーマにした行事の開催や、図書館等を訪問して司書による読み聞かせや、幼児が自分で選んだ絵本を借りる体験、移動図書館の巡回で絵本を借りるなどの取組を実施しています。

今後も、より一層の読み聞かせの推進をしていく必要があります。

公立図書館等の児童図書 貸出冊数	H30 実績値 33,555 冊	R 4 中間目標 34,500 冊	R 5 実績値 36,751 冊	R 6 最終目標 35,000 冊
---------------------	---------------------	----------------------	---------------------	----------------------

福祉事業との連携では、10 か月児に絵本をプレゼントするブックスタート事業を実施しています。また、福祉部局が開催する子育て支援講座に司書が講師となり、絵本に関する講習会等を実施しています。

今後も継続して実施するとともに、ブックスタート以降に実施するセカンドブック事業についても実施を検討する必要があります。

ブックスタート対象者の 参加率	H30 実績値 99%	R 4 中間目標 100%	R 5 実績値 100%	R 6 最終目標 100%
--------------------	----------------	------------------	-----------------	------------------

(5) 学校との連携による読書活動の推進

宍粟市内学校図書館の令和5年度末の蔵書数の合計は、小学校で70,869冊、中学校で49,889冊となっており、文部科学省の示す学校図書館図書標準を達成している学校は半数にとどまっています。また、蔵書のデータベース化は、小学校で82%、中学校で71%の学校が完了しています。学校図書館の利用については、すべての小学校で国語科や調べ学習で活用しており、中学校では調べ学習で86%、国語科で43%の活用となっています。

学校図書館においては、蔵書数の学校図書館図書標準の計画的な達成とともに児童生徒の健全な教養の育成に資する適切な資料の構成が求められます。

学校図書館における図書 貸出冊数	H30 実績値 52,774 冊	R 4 中間目標 53,000 冊	R 5 実績値 55,078 冊	R 6 最終目標 53,800 冊
---------------------	---------------------	----------------------	---------------------	----------------------

読書タイムは、ほとんどの小学校とすべての中学校で実施しており、そのうち小学校で36%、中学校で86%が毎日実施しています。

子どもの読書を習慣づけるために継続して推進していく必要があります。

1日30分以上の 読書をする児童・ 生徒の割合		H29～R1 平均 実績値	R2～R4 平均 中間目標	R5 実績値	R5～R6 平均 最終目標
	児童	35.3%	36.0%	31.6%	36.5%
	生徒	29.9%	30.5%	26.1%	31.0%

※「全国学力・学習状況調査」(小学6年生、中学3年生対象)より算出

※設問は、「学校の授業以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日どれくらいの時間、読書をし
ますか(電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)」

図書委員会等の活動については、約半数の小中学校が以前より充実しているとの回答がありました。その理由としては、小学校では、本の紹介活動が活発になったことや高学年が低学年へ読み聞かせをしたり、読書活動の啓発など、中学校では、それに加えて、生徒による図書通信の発行などが挙げられています。また、教職員による本の紹介も行われ、授業や集会の中で、また、推薦図書リストの活用等により、小学校で91%、中学校で71%が実施されています。

さらに、家庭での読書活動を推進するため、小学校・中学校とも、ほとんどの学校で児童生徒がいつでも本を手にとれるように図書館・学級文庫の充実に努めており、読書の宿題やおすすめ本の紹介、イベントの開催といった取組を実施している学校も多くなっています。

読書への関心や意欲を高める取組として、毎年7月上旬に「夏休み推薦図書リスト」を全児童生徒に配布しています。ほかにも、小学校では、児童によるブックトーク、読書感想文の発表、読書新聞・読書ポスターの作成・掲示などの取組をしているところが多くなっています。中学校では、書評合戦(ビブリオバトル)の実施や読書新聞・読書ポスターの作成・掲示の取組が見られます。

児童生徒が読書への関心を高めるさらなる取組が求められます。

第2章 基本方針

1 宍粟市がめざす子どもの読書活動の姿

子どもたちは、読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができます。また、心に残る本との出会いや科学の本・図鑑等の資料を読み深めることで、自ら学ぶことの楽しさや知ることの喜びを体得し、さらなる探求心や真理を求める態度が培われます。

子どもたちの読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動は、資質・能力を育むうえで非常に重要であり、また、読書により充実感や満足感を得ることにもつながります。

言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにする読書活動は、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことができないものです。

そのため、本計画では「未来へつながる 本との出会い 読書で育む 豊かな心」を基本理念とし、宍粟市の未来を担う子どもたちが読書活動により豊かな心を育むことができるよう、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で取り組んでいくこととしました。

<基本理念>

「未来へつながる 本との出会い 読書で育む 豊かな心」

【基本理念の説明】

宍粟市の未来を担う子どもたちは本と出会い、読書習慣を身に付けることで、豊かな心を育み明るい未来へとつなげていきます。また、本との出会いというのは、初めて本を読む（読んでもらう）ということだけでなく、一人ひとりの生涯に良い影響を与える本との出会いということでもあり、それは、人生の道を照らし、何にも代えがたい喜びを与えてくれるものです。

子どもたちは、読書を通じて、言葉を学んだり、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることだけでなく、読解力、想像力、思考力、表現力等を養うことによって、豊かな心を育んでいきます。

そのための子どもの読書活動の推進を、家庭、地域、学校等社会全体で取り組んでいきます。

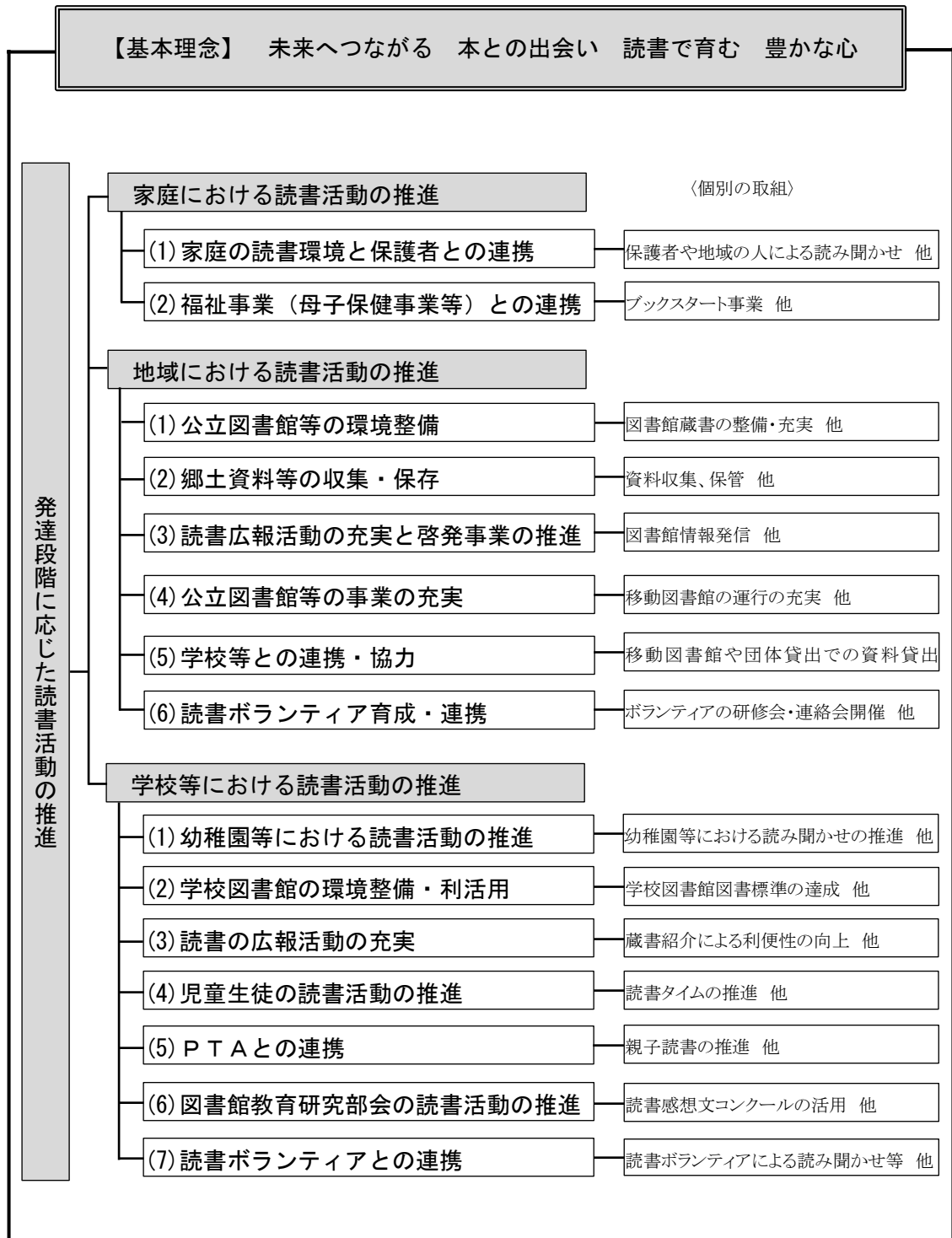
2 計画の対象

「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）」の基本理念に基づき、子ども（おおむね 18 歳以下）を対象とします。

3 計画の期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

4 施策の体系図



第3章 発達段階に応じた読書活動の推進

※推進するにあたって考慮すべき子どもの読書の特徴

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。子どもの発達は多様であり、個々の子どもの状況を十分に勘案したうえで、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動の推進をめざす必要があります。

家庭・地域・学校においては、発達段階ごとの特徴を踏まえ、連携・協働を図る必要があることから、以下に就学前、小学生、中学生、高校生のそれぞれの時期の読書活動の特徴を記します。

1 就学前の時期における読書の特徴

乳幼児期には、周りの大人から言葉をかけてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、その世界を楽しむようになります。

2 小学生の時期における読書の特徴

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めます。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。

高学年では、本の選択と、その良さを味わうことができるようになります。好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める子どもがいる一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする子どもが出てくるなどの二極化が見られます。

3 中学生の時期における読書の特徴

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。

4 高校生の時期における読書の特徴

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、より深く、多様な読書ができるようになります。

※「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成30年3月）より

第4章 家庭・地域・学校等における読書活動の推進

本計画の基本理念である「未来へつながる 本との出会い 読書で育む 豊かな心」の実現に向け、家庭・地域・学校等における具体的な取組を以下に記します。

それぞれの取組では、地域の実情や社会情勢等の変化に柔軟に対応しながら、第3章で示す発達段階ごとの特徴を踏まえ、実効性を高め、成果を上げるよう、実施機関と関係機関が相互に連携・協力し、状況に即した事業の推進を図ります。

1 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常の生活をとおして形成されていきます。読書が生活の中に位置づけられ、継続して取り組まれるよう、保護者が子どもの読書活動の機会の充実及び読書習慣の定着に積極的な役割を果たしていくことが重要です。

特に、乳幼児期に本とふれあう経験は、生涯にわたる読書習慣定着にとって重要であり、この時期の主な読書活動の場である家庭の役割は極めて重要です。

また、保護者本人や家族が日常的に読書に親しむなど、家庭に本がある環境が、子どもが本が出会い、親しむ機会を生み出します。

(1) 家庭の読書活動と保護者との連携

子どもが本に親しむきっかけとなる絵本の読み聞かせ等を推奨し、保護者の読書への関心を高めていきます

- 幼稚園、保育園所、こども園における保護者との読書活動をテーマにした行事の開催
- 幼稚園、保育園所、こども園での保護者や地域の人による読み聞かせ等の推進
- 保護者による絵本や物語の読み聞かせの推進
- 家族での公立図書館等の活用の推進
- 保護者（大人）自身が読書をする機会の充実
- 公立図書館等におけるおすすめ本の紹介や貸出等による普及・啓発
- 公立図書館等における保護者を対象とした絵本講座等イベントの開催

(2) 福祉事業（母子保健事業等）との連携

児童の健全育成に関係する事業と連携協力し、それぞれの事業効果が高まるように努めていきます

- 乳幼児期の健診事業にあわせた絵本とのふれあい事業（ブックスタート事業）の推進
- 子育て支援センター等の子育て支援事業と連携した絵本講座等の開催
- セカンドブック事業の実施検討

2 地域における読書活動の推進

地域における子どもの読書活動の推進主体は図書館です。子どもにとって図書館は、多くの本にふれ、読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本もあります。子どもの読書について司書等に相談したり、情報を得ることができる場です。

図書館は、人材育成、読み聞かせイベント等の実施など、地域における子どもの読書活動の推進に大きな役割を担っています。また、教育委員会に配置している学校図書館司書は、読み聞かせや書架の整理等さまざまな活動を行うボランティア団体の支援に取り組んでいます。

(1) 公立図書館等の環境整備

子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい図書館にするため、利用環境の整備に努めていきます

- 乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動を推進するための児童書、ヤングアダルト書籍等の充実
- 中高生向けの図書コーナーの設置
- 保護者（大人）の読書環境を充実させるための、社会生活に必要な雑誌から専門的な図書まで幅広い蔵書の充実
- 市民の要求や社会的動向などが十分反映されるよう配慮した計画的で幅広い資料の収集、蔵書の整備による利用環境の充実
- 幅広い要望に対応する図書や資料の相互貸借の活用
- 図書館施設整備計画の策定
- 障がいのある子どもや外国につながる子ども等の読書活動を推進するための整備
- 点字翻訳書やデージー図書をはじめとした音声図書、LLブック等の充実
- バリアフリー環境の整備

(2) 郷土資料等の収集・保存

宍粟市のことについて知ることのできる資料として、市、学校、団体等の刊行物や関連する書籍を収集、整理し、利便性を高めていきます

- 宍粟市刊行物や郷土資料等の収集及び保管
- 宍粟市の特徴である森林環境や発酵文化に関する資料の積極的収集
- 郷土に関する資料・蔵書コーナーの充実

(3) 読書広報活動の充実と啓発事業の推進

本への関心を高め、読書をする機会を増やすため、蔵書や事業の紹介を充実させるとともに、読書活動の大切さについての啓発活動の展開を図っていきます

- 図書館のホームページの充実
- 各施設における蔵書紹介等利便性の向上
- 「としょかんだより」「広報しそう」等による蔵書の紹介や読書のすすめ等の読書の広報活動
- 各読書活動事業に応じたSNS等を活用した効果的な広報の実施
- 「子ども読書の日」「こどもの読書週間」にあわせたイベントの実施や読書活動の啓発

(4) 公立図書館等の事業の充実

図書館等が実施する事業をととして、子どもや保護者が来館する機会が増えるよう、また、図書館等以外の場所でも読書活動ができるよう、子どもの読書への関心を高める図書館事業の充実を図っていきます

- 移動図書館車の運行の充実
- 定期的な読み聞かせ会やストーリーテリング、子ども向けの講座等の魅力ある催しの開催
- ボランティアの活動を支援するためのブックリスト作成・おすすめ絵本セットの貸出
- トライやる・ウィークやインターンシップ等職場体験の受入れの推進
- 電子図書館事業の推進

(5) 学校等との連携・協力

公立図書館等は、学校、幼稚園、保育園所、こども園における子どもの読書活動を、連携・協力して進めていきます

- 移動図書館車や団体貸出での図書館資料の提供
- 学校園所の図書館訪問の受入れの推進
- 図書館司書の学校園所へ出張事業（読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク等）の推進
- 推薦図書リストの作成・配布

(6) 読書ボランティア育成・連携

子どもの読書環境づくりのための読書ボランティアの育成、人材発掘、活動支援を進めていきます

- 読み聞かせ等のボランティアや読み聞かせに興味を持っている人向けの多様な研修会の開催
- 読書ボランティア連絡会や交流会の定期的な開催
- ボランティア活動の推進
- 幼稚園、保育園所、こども園における絵本講習会・研修会の開催
- 学校図書館司書や図書館司書によるボランティア育成及び活動支援
- 読書活動（人形劇、紙芝居等も含む）に関わる地域サークルや、読書活動に精通している地域住民による講演会等の開催

3 学校等における読書活動の推進

幼稚園、保育園所、こども園では、幼児期に本の楽しさを知り、本への親しみを感じることができるよう、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた読み聞かせ等の取組を行うことが重要です。あわせて保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することも求められています。

小学校・中学校は、児童生徒の本への関心を高め、読書習慣の定着を図るために極めて重要な役割を担っています。学校教育法においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。

学習指導要領においても、「言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実すること」や、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実すること」「地域の図書館等の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させること」等の読書に関する事項が示されています。

これらを踏まえ、学校においては、すべての児童生徒が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備し、児童生徒の読書の量を増やすことのみならず、読書の質を高めていくよう取組を進めます。

(1) 幼稚園等における読書活動の推進

幼稚園、保育園所、こども園において、子どもが読書への関心・意欲を高め、本に親しむきっかけとなる絵本の読み聞かせなどを推奨し、保護者の読書への関心を高めていきます

- より一層の読み聞かせの推進

- 中心となる絵本を揃えるための蔵書の充実及び補修の実施
- 読書活動をテーマにした保護者との行事の開催
- 保育者または司書による絵本の紹介や読み聞かせの大切さについての研修会、絵本講座の開催
- 保護者やボランティアグループによる読み聞かせなどの取組の推進
- 家庭での読み聞かせの支援
- 他園所や小・中学校との絵本の読み聞かせを通じた交流
- 公立図書館等の活用・連携
- 絵本等の貸出の推進
- 園所報等を活用した各家庭に向けた啓発

(2) 学校図書館の環境整備・利活用

学校図書館の利用環境の整備に努め、本の利用を高める啓発や取組を進めていきます

- 学校図書館図書標準の達成
- 児童生徒の健全な育成に資する適切な資料構成
- 蔵書の整備・充実
- 公立図書館等の団体貸出等を活用した配架の充実
- 学校図書館利用環境の充実
- 学級文庫の設置
- 障がいのある子どもや外国につながりのある子ども等の読書機会を確保するための環境整備
- 職員研修の実施
- 学校図書館への司書教諭の配置
- 児童生徒をとおした保護者への一般貸出の検討
- 教育委員会に配置されている学校図書館司書及び読書活動推進コーディネーターの活用

(3) 読書の広報活動の充実

児童生徒が読書する機会を増やすため、蔵書や事業を紹介していきます

- 校報等を活用した各家庭に向けた啓発
- 蔵書の紹介等利便性の向上
- 教職員の読書意識の高揚
- 教職員による本の紹介の推進

(4) 児童生徒の読書活動の推進

学校での継続した読書活動や児童生徒の興味を高める取組を進めていきます

- 読書タイムの推進
- 児童会活動・生徒会活動による児童生徒の主体的な読書活動の推進
- 中学校で読書に関心の高い生徒が、サークル活動やグループ活動のように継続して読書活動ができる環境づくり
- 小学校高学年や中学生が低学年や幼児教育施設等の乳幼児に読み聞かせを行う等読書活動を通じた異年齢交流の推進
- 読み聞かせ、ストーリーテリング、読書会、書評合戦（ビブリオバトル）、ペア読書、まわし読み新聞、ミニ作家体験等、年齢に応じた読書への関心を高める取組の推進
- 1人1台端末を活用した電子図書館との連携による読書活動の充実
- 本や図書館資料、電子書籍等を活用した授業や調べ学習等の計画的な実施

(5) P T Aとの連携

保護者に読書活動の意義や大切さへの理解を促し、子どもと一緒に本を読むための環境づくり等を地域と連携して進めていきます

- 親子で読書をする取組事例等の紹介、家読の推進
- 保護者に読書活動の意義（読み聞かせや読書体験の大切さ）を伝える研修会の開催
- 学校園所等から借りてきた図書の、親子での読み聞かせや本読みの促進

(6) 図書館教育研究部会の読書活動の推進

児童生徒が読書で感じたことや想いを表現できる読書感想文を発表しあうなど、読書への関心や意欲を高めるよう努めていきます

- 読書感想文コンクール等を活用した読書活動の活性化及び意識向上
- 読書への関心を高めるさまざまな取組の検討
- 学校図書館担当教員の研修の実施

(7) 読書ボランティアとの連携

地域の読書ボランティア等と連携して読書が子どもに浸透するための活動に取り組んで進めていきます

- 読書ボランティアによる読み聞かせやストーリーテリング、ブックトークの推進
- 蔵書整理やおすすめ本の紹介等ボランティア等地域人材を活用した運営支援による学校園所図書館等の環境づくり

第5章 取組の指標と検証・評価

1 指標の設定

本計画の取組の指標として、目標値を設定します。各指標は、第2次計画から引継ぎ、令和5年度の本市現状値を基準として、本計画の最終年度である令和11年度へ向けての目標となります。

子どもの読書に対する意欲・関心を高める取組を進めます。

(1)	読書が好きな児童・ 生徒の割合		R5 現状値	R11 目標値
		児童	67.4%	全国平均以上
		生徒	64.8%	全国平均以上
ひょうご子どもの読書活動推進計画（第5次）の目標値に準じる 【参考】全国平均（R5）：児童 71.8%、生徒 66.0%				

※「全国学力・学習状況調査」（小学6年生、中学3年生対象）より算出

児童生徒が読書をする時間の確保や指導に努めます。

(2)	1 日 30 分以上の 読書をする児童・ 生徒の割合		現状値 (R4～R5 平均)	目標値 (R10～R11 平均)
		児童	32.6%	全国平均以上
		生徒	28.2%	全国平均以上
ひょうご子どもの読書活動推進計画（第5次）の目標値に準じる 【参考】全国平均（R5）：児童 36.9%、生徒 27.9%				

※「全国学力・学習状況調査」（小学6年生、中学3年生対象）より算出

※設問は、「学校の授業以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日どれくらいの時間、読書をするか（電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」

児童生徒がいつでも本を手にとれるよう学校図書館の蔵書の充実を図ります。

(3)	学校図書館図書標準を達成している学校の割合	R5 現状値	R11 目標値
		50%	100%
計画期間中に 100%をめざす数値を設定			

学校図書館の利用活性化を図ります。

(4)	学校図書館における図書貸出冊数	R5 現状値	R11 目標値
		55,078 冊	56,700 冊
現状値より 0.3%増加する数値を設定			

幼稚園等において保護者の読書への関心を高めていきます。

(5)	読書活動をテーマに保護者との行事を開催する園所の割合	R5 現状値	R11 目標値
		33%	67%
現状で未実施の園所の半数が実施する数値を設定			

誰もが利用しやすいように、公立図書館等の蔵書管理と更新に努めます。

(6)	公立図書館等の蔵書数	R5 現状値	R11 目標値
		176, 282 冊	184, 000 冊
宍粟市社会教育振興計画における令和 8 年度の目標値 (180, 000 冊) を基準に一定割合で増加するよう R11 の数値を設定			

公立図書館等のPRや蔵書管理に努め、利用登録者の増加に努めます。

(7)	利用登録者数(有効登録者数)	R5 現状値	R11 目標値
		3,815 人	4,400 人
県内市町の人口に対する有効登録者の割合の平均値に 0.5 ポイント上乗せした割合を本市推計人口に乗じた数値を設定			
第 2 次計画では累計数であったため、有効登録者数に変更			

公立図書館等の利用活性化を図ります。

(8)	公立図書館等における図書貸出冊数	R5 現状値	R11 目標値
		115, 119 冊	204, 000 冊
社会教育振興計画における市民一人当たりの貸出冊数の目標値と本市推計人口から算出した数値を設定			

公立図書館等の児童図書の貸出に努めます。

(9)	児童図書貸出冊数	R5 現状値	R11 目標値
		36,751 冊	65,214 冊
上記「(8) 公立図書館等における図書貸出冊数」の目標値に現状の児童図書の貸出割合を乗じた数値を設定			

公立図書館等におけるレファレンスの充実に努めます。

(10)	レファレンス件数	R5 現状値	R11 目標値
		4,378 件	5,000 件
現状値に有効登録者数の増加率を乗じた数値を設定			

公立図書館等から遠方の地域等への移動図書館車の運行に努めます。

(11)	ささゆり号運行件数 (地域、学校、施設等)	R5 現状値	R11 目標値
		83 件	130 件
第2次計画の最終目標値を本計画の目標値に設定			

学校園所と公立図書館等の交流事業の充実に努めます。

(12)	学校園所の公立図書館等への 来館や学校園所への司書の訪 問事業件数	R5 現状値	R11 目標値
		74 件	81 件
現状値より 10%増加する数値を設定			

ボランティアの研修会の実施に努めます。

(13)	ボランティア人 数、研修会実施回 数、参加者数		R5 現状値	R11 目標値
		ボランティア数	155 人	210 人
		研修会回数	6 回	10 回
		参加者	54 人	100 人
第2次計画の最終目標値を本計画の目標値に設定				

2 個々の取組の評価

取組状況を前項で示した指標をもって毎年度検証を行います。また、具体的な取組に掲げた個別の事業の実施状況を把握します。

特に数値で表しにくい定性的なものは、必要に応じてアンケート実施により満足度や利便性への意見を集め、環境整備に反映します。

参 考

用語説明 (50 音順)

あ行		
1	移動図書館	本と職員を載せた自動車などを利用して、図書館を利用しにくい地域や学校園所・福祉施設等を巡回して、図書館のサービスを提供する仕組み。宍粟市では、移動図書館車「ささゆり号」1台を運行
2	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの
3	家読（うちどく）	家庭内での読書活動。親子で同じ本を読む、それぞれが読んだ本についての感想を話しあうなどの行動を介して、読書の習慣をつけるとともに、家族間でのコミュニケーションを図ろうとするもの
か行		
4	学校図書館図書標準	文部科学省が公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として学校規模（学級数）や種類に応じて示したもの
5	郷土資料	地域資料ともいい、その地域を総合的、相対的に把握するための資料群で、地域に関するすべての資料と地域で発生するすべての資料
6	公立図書館等	本計画では、図書館法で定める図書館である宍粟市立図書館と、生涯学習事務所図書室（いちのびあ図書室、はがてらす図書室、ちくさ図書館）を公立図書館等と記述
7	子ども読書の日	4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的に、子どもの読書活動の推進に関する法律に規定
8	こどもの読書週間	公益社団法人読書推進運動協議会が、子どもに読書を勧め、子どもの読書の大切さを啓発する目的で定めた、4月23日から5月12日までの約3週間の期間のこと。図書館・書店・学校を中心に、さまざまな行事を開催

さ行		
9	宍粟市社会教育振興計画	宍粟市の社会教育の基本方針や基本施策を定め、社会教育振興のための施策に関する基本的な計画。7つの基本目標のうちの1つが読書に関する基本施策
10	小学校規模適正化	小学校区の再編により一定規模以上の集団を確保することで、児童にとってより良い教育環境を整えること
11	書評合戦（ビブリオバトル）	発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、すべての発表の中から、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ競技。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心をもつことができる取組
12	ストーリーテリング	語り手が昔話などの物語をすべて覚えて語り聞かせること。言葉だけで想像を膨らませることができ、語り手と聞き手が一体となって楽しむことができる取組
13	セカンドブック	「ブックスタート」のフォローアップ事業として、主に3歳以上の幼児と保護者に対して、絵本の配布や読み聞かせ、おすすめ本の紹介等を行う事業
14	相互貸借	図書館が相互に資料を融通しあう仕組みで、図書館利用者の求めに応じ自館にない資料を所蔵する他館から借り受け、または自館の資料を所蔵していない他館に貸し出すこと
た行		
15	デージー図書	視覚に障がいのある人用に開発された国際標準規格「DAISY（Digital Accessible Information System）」で制作された、音声で聞くことができるデジタル図書。マルチメディアデージーは、文字や画像と音声を連動させたもの
16	電子図書館	インターネット経由で電子書籍を貸し出すサービス。利用はスマートフォンやパソコンなどの端末。宍粟市では、たつの市、上郡町、佐用町と連携し、播磨科学公園都市圏域定住自立圏電子図書館によるサービスを実施
17	読書	本計画における読書とは、絵本や物語、文学作品を読むことに限らず、自然科学・社会科学関係の本や新聞・雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する本やブックレットを読んだりすることなども含めたもの。冊子体だけでなく電子媒体の書籍等を読むことも読書の位置づけ

18	読書会	数人で集まり、本の感想を話し合うイベント。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等のさまざまな方法で実施。本の新たな魅力に気付き、より深い読書につなげることができる取組
19	読書タイム	学校で始業時間前などの時間を決め、子どもたちが同時に読書する時間を設ける取組
20	読書ボランティア	公立図書館や学校図書館等で実施される読み聞かせや配架・書架の整理等図書に関連するさまざまなボランティア活動、またはその活動をする人のこと
な行		
21	夏休み推薦図書リスト	西播磨図書館連絡協議会（宍粟市・たつの市・太子町・佐用町の公立図書館で構成する連携組織）が作成する夏休みの読書におすすめの図書のリスト。毎年、7月初旬に小学生低学年用・高学年用、中学生用を作成。宍粟市では学校を通じて全児童生徒に配布
は行		
22	ブックスタート	赤ちゃんに絵本を配布し、親子のふれあいや子育て支援を行う事業。宍粟市では10 か月児健康相談時に赤ちゃんと保護者に司書が読み聞かせをして絵本をプレゼント
23	ブックトーク	本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組
24	不読率	1か月に1冊も本を読まない子どもの割合のこと
25	ペア読書	2人で読書を行うもの。家族や他の学年、クラス等さまざまな単位で1冊の本を読み、感想や意見を交わしたり、手紙等の形で相手に伝えたりすることで、読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる取組
ま行		
26	まわし読み新聞	みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を1人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかを発表するもの。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼っていき、最後に編集後記を付けて完成。新聞の記事に親しみ、じっくり読むことができる取組
27	ミニ作家体験	自作の小説を書き、お互いに読み合い、工夫したところや、作品に対する思いを伝えたり、友達の作品に感想（ファンレター）を書いたりする等、互いに交流するもの。自分が書き手になることで、読書への機会づくりや、プロの作品に対するリスペクトへつなげていくことができる取組

や・ら・わ行		
28	ヤングアダルト	中学生・高校生をはじめとする 10 代の若者をさす言葉。図書館においてはその世代の読者を対象に書かれた図書のこと
29	有効登録者数	その年度内に図書館を利用した登録者数（実人数）
30	レファレンス	情報や資料を求めている利用者に対して、図書館職員が図書館の資料等を使って情報の提供や提示をするサービス
アルファベット		
31	G I G Aスクール構想	文部科学省が提唱しているこれからの学校教育のスタンダードとして、1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、それらの効果的活用により、子どもたちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化された教育を実現させるという構想。「G I G A」とは、「Global and Innovation Gateway for All」の頭文字
32	L Lブック	知的障がいがある人や読むことが苦手な人のために、簡単な言葉や絵や写真などを使って読みやすいよう工夫してつくられた本。「L L」とは、スウェーデン語の「Lättläst」の略語で「やさしく読める」という意味

子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

宍粟市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱

宍粟市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱（令和6年5月21日教育委員会決裁）

（設置）

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、宍粟市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「子ども読書活動推進計画」という。）を策定するため、宍粟市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- （1） 子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- （2） 子どもの読書活動を推進するための施策に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、子ども読書活動推進計画に関し、必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 宍粟市図書館運営審議会委員
- （3） 中学校図書担当
- （4） 小学校図書担当
- （5） 幼稚園、保育所、こども園職員
- （6） 読書ボランティア
- （7） 公募

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から子ども読書活動推進計画策定の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、座長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていない場合は、教育長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会教育担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

宍粟市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

	氏 名	所属・役職等
委員長	吉 川 芳 則	兵庫教育大学大学院教授
副委員長	横 野 里 美	宍粟市立図書館運営審議会委員長
委員	久 保 田 浩	宍粟市立図書館運営審議会副委員長
委員	田 中 健 三	宍粟市立図書館運営審議会学校教育代表
委員	山 田 明 未	一宮南中学校
委員	宇 野 友 佳 子	河東小学校
委員	西 岡 園 果	はりま一宮こども園
委員	橋 本 未 佳	山崎小学校読書ボランティア
委員	吉 水 理 恵	一般公募者

(敬称略)

令和6年度宍粟市子ども読書活動推進計画策定委員会の経過

	開催日	主な内容
第1回委員会	令和6年8月1日	・委嘱状・任命書の交付、委員長・副委員長の選任 ・国・県の動向について ・第3次宍粟市子ども読書活動推進計画について ・第2次宍粟市読書活動推進計画の検証と課題及びアンケート結果について ・宍粟市のめざす姿と施策体系について
第2回委員会	令和6年9月27日	・基本理念について ・計画骨子について ・用語説明について
第3回委員会	令和6年11月8日	・計画素案について

【表紙イラストについて】

赤ちゃんのときからさまざまな本と出会い、本とともに成長していく様子をイラストに表現しました。

それが繰り返される（本を読んで（読んでもらって）成長した子どもが親となり、自分の子に本を読み聞かせる）といいなあという想いで円く描いています。

また、「円＝縁 本との良いご縁がありますように」という願いも込めています。

第3次宍粟市子ども読書活動推進計画

発行日 令和7年3月

発行元 宍粟市教育委員会・宍粟市立図書館
〒671-2593

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

電 話 0790-62-4620 (宍粟市立図書館)

F A X 0790-62-9688 (宍粟市立図書館)